

石油コンビナート等防災体制検討会開催要綱（案）

（目的）

第1条 石油コンビナートの総合的な防災体制に関する検討を行うため、「石油コンビナート等防災体制検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について検討を行う。

- （1） 石油コンビナート等防災本部における情報把握のあり方。
- （2） 地震及び津波発生時の自衛防災組織等の活動のあり方（大容量泡放射システムの運用、緊急停止や防災活動を行う従業者の安全管理等）。
- （3） 災害発生時の事業所内及び異なる事業所間の情報伝達、応急対策のあり方。
- （4） 関係市町村における周辺住民への災害情報伝達、避難誘導のあり方。
- （5） コンビナート周辺の社会的に重要な施設への災害情報伝達、影響防止のあり方。

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁特殊災害室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置く。座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

6 検討会には、必要に応じ分科会等を置くことができる。なお、この場合、第1項から前項までを準用する。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成25年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

2 第3条第6号に掲げる分科会等の庶務は、検討する内容に応じて消防庁特殊災害室が処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、分科会等の運営に関し必要な事項は当該分科会等の座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成24年 月 日から実施する。